

第 7 回 旭市都市計画審議会議事録

日時：平成 26 年 11 月 19 日(水)

午後 2 時 30 分から 3 時 10 分

場所：旭市役所 3 階委員会室

旭市都市計画審議会 次第

日 時 平成 26 年 11 月 19 日（水）

午後 2 時 30 分～

場 所 旭市役所 3 階委員会室

1 開 会

2 任命書の交付

3 市長あいさつ

4 委員・職員の紹介

5 議 題

(1)会長の選出

(2)都市計画審議会について

資料 1

(3)その他

6 閉 会

第7回 旭市都市計画審議会

会議年月日 平成26年11月19日（水）

場 所 旭市役所3階委員会室

出席委員(10名) 小嶋卓 伊知地直 椎名正良 向後聖児

高橋利彦 飯嶋正利

松田善典（代理・久保木耕造）小橋純（代理・越川勝男）

高橋富夫 飯嶋直子

市 長 明智 忠直

事務局 都市整備課 課 長 林 利夫

〃 副課長 加瀬宏之

〃 副主幹 多田一徳

〃 主 査 浪川正彦

〃 副主査 林 一美

〃 主 事 吉田昌永

傍 聴 人 なし

開 会 平成 26 年 11 月 19 日午後 2 時 30 分

○加瀬副課長

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

私、本日進行を務めさせていただきます都市整備課の加瀬と申します。

よろしくお願いいたします。

それでははじめに、任命書の交付式を行いたいと思います。

任命書の交付につきましては、自席の方へ伺いますので、そのままお待ち願いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(席順に、市長が任命書を交付する)

それでは続きまして次第 3 市長あいさつに移ります。

明智市長よりご挨拶を申し上げます。

○市 長

どうも皆さんごくろうさまでございます。

朝晩だいぶこう寒くなってまいりましたが、その中で本日は、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

この度、旭市都市計画審議会委員の改選にあたりまして、快く委員をお引き受けいただきまして、感謝を申し上げます。

旭市も合併後 10 年目に入ったところであります、旭市総合計画に掲げる「人が輝き海とみどりがつくる健康都市“旭”」の将来都市像実現に向けて順調に進んでいるところであります。

都市計画においても、一体的なまちづくりを計画的に進めるため市都市計画マスタープランを策定し、都市計画の見直しを進めてきましたが、しかし東日本大震災によりまして少し遅れているところであります。

災害に強い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるためにも、都市計画は重要と考えており、市内全域を視野に都市計画の見直しを行い、計画的なまちづくりを進めていきたいと考えております。

都市計画は、都市のあり方を決定する最上位の計画であるとともに、住民にとっても、個々の権利に直接関係してくるものであります。

今回、審議会委員の就任をお願いしました皆様方には、市政に対するすぐれた識見を生かしていただきまして、さまざまな角度から審議されるとともに、本市の魅力的なまちづくりについて、一層のご助言をそしてまたご尽力を賜りますよう心からお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○加瀬副課長

ありがとうございました。

では、つきまして次第の4番目の委員及び職員の紹介に移ります。

このたびご就任いただきました委員の皆様を名簿順にご紹介させていただきます。

初めに学識経験を有する方としてご就任いただきました、4名の方をご紹介いたします。

小嶋 卓 様でございます。

(小嶋です。よろしくお願いいたします。)

伊知地 直 様でございます。

(伊知地です。よろしくお願いいたします。)

椎名 正良 様でございます。

(椎名です。よろしくお願いいたします。)

向後 聖児 様でございます。

(向後です。よろしくお願いいたします。)

続きまして旭市議会議員よりご就任いただきました2名の方をご紹介申し上げます。

旭市議会議長 高橋 利彦 様でございます。

(高橋です。よろしくお願いいたします。)

旭市議会 建設経済常任委員長 飯嶋 正利 様でございます。

(飯嶋です。よろしくお願いいたします。)

続きまして、関係行政機関としてご就任いただきました2名の方をご紹介申し上げます。

千葉県海匠土木事務所 所長 松田 善典 様でございます。

(よろしくお願いいたします。)

千葉県海匠農業事務所 所長 小橋 純 様でございますが事務局の方に先ほど連絡がございまして15分くらい遅れるとのことですので、この場をお借りしてご報告いたします。

つづきまして、公募の委員としてご就任いただきました方をご紹介申し上げます。

高橋 富雄 様でございます。

(高橋富雄と言います。よろしくお願いいたします。)

飯嶋 直子様でございます。

(飯嶋直子です。どうぞよろしくお願いいたします。)

以上でございます。

なお、皆様の任期につきましては、平成28年11月16日までの2年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

つづきまして、当審議会の事務を所管しております都市整備課担当職員をご紹介させていただきます。

都市整備課長の林でございます

(林です。よろしくお願いいたします。)

都市計画班の多田でございます

(多田です。よろしくお願いいたします。)

同じく浪川でございます。

(浪川です。よろしくお願いいたします。)

同じく林でございます。

(林です。よろしくお願いいたします。)

以上よろしくお願いいたします。

それではつづきまして次第の5議題に移ります。

お手元の審議会資料1ページでございます旭市都市計画審議会条例をご覧ください。

旭市都市計画審議会条例第4条の規定により「審議会の会議は会長が招集し、議長となる」とありますが、会長が選出されるまで暫時事務局により進行させていただきます。

それでは、議題の1会長の選出について入ります。

会長の選出につきましては、条例第3条の規定に、「学識経験を有する者につき任命された委員のうち、委員の選挙により定める」とあります。

選挙の方法につきまして皆さんいかがいたしましょうか。お諮りいたします。

(小嶋委員挙手)

○小嶋委員

学識経験の中からということで、旧干潟町町会議員また合併後の審議会委員をやられておりました、伊知地さんを推薦したいと思いますが如何でしょうか皆さん。

(異議なしの声)

○加瀬副課長

ただいま、伊知地委員を推薦というご意見がございました。

そしてまた異議が無いというお話です。それでは、伊知地委員の方に審議会の会長をお願いしたいと思います。

伊知地委員ご承認しても、如何でしょうか

○伊知地委員

皆様の御協力のもとにやっていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○加瀬副課長

ありがとうございます。

それでは、伊知地委員中央の席へ

それでは、只今会長に選出されました伊知地会長より一言ごあいさつをお願い致します。

○伊知地会長

皆様あらためまして、こんにちは

只今、皆様方からこの会の会長を推薦いただきました伊知地でございます。

私のようなものが、この都市計画審議会の会長という大役をお受けいたしまして、正直なところ務まるかどうかどうか、大変不安でございます。しかしながら委員の皆様方はそれぞれの分野におかれまして活躍されている方々ばかりでございます。

どうか一つ皆様方のご指導ご理解とご協力を賜りまして、この旭市の限りない発展を願いつつ、実のある審議会となりますよう勤めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○加瀬副課長

ありがとうございました

ここで大変恐縮ではございますいが、市長このあと会議が御座いますので、ここで退席させていただきます。

(市長退室)

それでは、これ以降の議事の進行を伊知地会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○伊知地会長

それでは、ただいまから議事に入らせていただきたいと思います。その前に会長職務の代理者については、会長の指名となっておりますので、私の方から指名させていただきます。

職務代理者に椎名委員さんを指名させていただきたいと思いますが皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしという声がございますので、それでは椎名委員さんよろしくお願い致します。

○椎名委員

私のようなものでよろしいでしょうか。

私のようなものがお引き受けするのは荷が重いと思いますが、皆様のご協力をいただきながら勤めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○伊知地会長

それでは、名委員さんに職務代理者になっていただきました。ありがとうございます。

それでは、あらためまして、本日の議題といたしまして、議題2「都市計画審議会に

について」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○林副主査

はい、都市整備課、都市計画班の林と申します。

よろしくお願いします。

議題のほうで、都市計画審議会についてとなっておりますが、まずですね旭市の都市計画について、簡単では御座いますが概略説明させていただきます。

資料2ページ、こちらの方に旭市都市計画というものを簡単ではございますが、載せさせていただきました。

ご説明させていただきます、はじめに、とありますが旭市の都市計画はですね、旧旭市の行政区域全域を都市計画区域として昭和29年の市制施行にあわせて都市計画法の導入を図り、用途地域や道路、公園、などの施設を都市計画決定してございます。

概要なんですけど、その下に都市計画概要とありますが、まず1番になりますけども都市計画法第5条におきまして、都市区域というのをまず指定します。先ほども触れましたが旧旭市の行政区域全域を都市計画区域として定めています。

次に2番の用途地域についてですが、これは都市計画法第8条に記載されております。その下に表を載せておりますが、この表の左側こちらに第一種中高層住居専用地域ですとかその下、第一種住居地域とありますが左側にある6種類の用途地域、こちらが現在旭市で都市計画決定している用途地域となり6種類の用途地域を指定しております。

資料をめくっていただきまして7ページ、ちょっと資料が小さくて大変恐縮なんですけども、こちらにですね今の都市計画、旧旭市の行政区域が黒い線で囲ってあるんですけども、こちらが都市計画区域として指定されている中で、色が付いているところが用途地域となっております。JRの旭駅と干潟駅、右側が旭、左側が干潟駅というところになるんですけども、その駅を中心に用途地域を指定してございます。右下に凡例という形で色別にですね、用途地域を記載してございますけども、住居系・工業系・商業系という方で用途地域を定めてあります。この用途地域のなかでは、建築物を建築する場合のルールが定められておりまして、住居系用途地域の中では一定規模以上の工場や店舗が立てられなくなったりとかですね、逆に工業専用地域、左側の干潟駅の北側のほうに青色であるんですけども、こちら旭の鎌数工業団地というところなんですけども、こちら工業専用地域という用途地域の指定がありまして、この中では逆にですね一般の住宅は建てられないような制限が掛かっています。このようにですね建物のルール制限を掛けてですね、住宅や工場・店舗そういったものが混在しないような、住みやすいまちづくりを誘導するのが、用途地域ということになっています。

次に3ページにもどりまして、上の都市施設と書いてあります、こちら都市計画法の第11条に規定されております。

都市施設にはですね、道路ですとか、公園、下水道などといった都市生活に必要なものがございまして、その中でも必要なものに応じて都市計画決定をすることができます。旭市においては、(1)に有りますけども都市計画道路13路線、約24,410mと有りますけども、そちらか決定されております。

(2) 都市計画公園 11箇所 37.78ha (3) その他の都市計画施設ということで、下水道・火葬場ですね、みたま苑なんですけども・汚物処理場東総衛生組合・ごみ焼却場・あと工業団地の中にあります、と畜場こういったものが都市計画決定されています。

道路に関しまして簡単に説明しますと、最近まで事業をしておった路線がありまして、また地図の方7ページにもどっていただければと思うんですけども、左側ですね、用途地域の中、用途地域の中にある赤い2重線になっているんですけども、この線が都市計画決定されている道路でございまして、最近ですと国道のイタコ自販という工業団地の角のところに自動車販売業をやっているお店のところからですね、南側に線路を越えまして線路を陸橋でこえまして、市役所都通りまで新しく開通した道路があるかと思いましたが、そちらも都市計画決定されている都市計画道路で、こちらがですね25年の8月に開通したしだいでございます。

そしてもう一箇所、まだ事業中なんですけども旭の駅前通りですね、県が今事業を施行しているんですけども、旭の駅前広場からですね南に八銚線まで、こちらが都市計画決定されている路線でありまして、その都市計画道路に今事業を施行しておりまして、今年度はですね、ほぼ車道の工事が完了しているんですけども、今年度歩道の工事をやりまして、今年度で事業が終了ということで聞いております。

あと、緑色で塗りつぶされている分部、濃い緑ですねこちらがあの都市計画公園、いうことございまして、これも最近までやっていた事業やっていた公園なんですけども、まず1つは袋公園と言いまして袋の西溜を含んだ公園、こちらの方を工事しておりまして、23年の3月に工事完了しております。その下に下がっていただくと旭の文化会館とか、図書館東部図書館県の東部図書館を含んだ文化の杜公園という公園がございましてこちら大きな公園なんですけども、こちらまた工事を行っておりまして、平成24年3月に工事が完了しております。

その他施設としましては、火葬場ですとか、これみたま苑なんですけども、最近建て替えを行った汚物処理場、東総衛生組合ですね、あとごみ焼却場クリーンセンター、こういったものが指定されておりまして、その他に旭鎌数工業団地の中には、と畜場こういったところが都市計画決定されて建築して、建築すると言ったことになっています。以上簡単ですけど都市施設についてですね説明させていただきました。

4番ちょっとあの市町村マスタープランこちら都市計画法第18条の2と言うかたちで載っているんですけども、マスタープランというのはこういうご説明しました都市計画をですね、決定する前にですね、市のまちづくりの方針と言うものをですね、計画で定めまして、その中で必要なものを都市計画決定して行くというような、まああのう、まさに都市計画の基となる指針となる計画でございます。当然あのう市の議会の承認をいただいております総合計画こちらに即したものになっております以上が都市計画旭の都市計画の概要でございます。

次のページになりますけども、旭市都市計画審議会こちら今開催されている審議会について簡単にご説明させていただきます。

旭市の審議会なんですけども、旭市都市計画審議会というものがありまして、これあの18年の4月1日ですね、概要という中の表に書いてあるんですけども、条例によって旭市の都市計画条例というものによって、施行されまして委員数は10人以内というこ

とになっています。同じようなものが、まあいろんな市にですね都市計画審議会があるんですけども、県にもありまして、千葉県の都市計画審議会と言うものがございます。審議会と言うのはですね、都市計画に関する決定する事項をですね、皆さんに審査していただくというようなところなんですけども、市と県の都市計画審議会のちがいというのはですね、決定する都市計画の内容によって変わります。用途地域ですとか公園ですとかあと道路においても国県道以外の道路の決定に関しましては市の都市計画審議会こちらの方で決定をいたします。近年は地方分権の流れで市が決定できる都市計画の種類が多くなってきております。反対にですね県の都市計画審議会こちらですと都市計画区域ですとか、さきほどもちょっといいましたが道路においても国県道などを決定する場合には都市計画審議会に諮ってそちらで決定されることになっています。

5 ページにあるんですけども、こちらの都道府県こちらに行けば千葉県が定める都市計画決定の手続きのフローになっておりまして、真ん中ちょっとフローになってるんですけど、こちらの都道府県都市計画審議会となってるんですけども、こちらが千葉県の都市計画審議会でありまして、こちらで決定されるんですけどもその中で旭市の都市計画審議会はどんな役割なのかといゆところでありまして、その左うえの方に赤く四角でかこってあります。まずは都市計画の案と言うものを作りまして、それに対して市町村の意見を県が聞くといくかたちになるんですけども、市町村はですね県に旭市が県にですね、その都市計画の案について意見を出すときには、こちらの会議に諮るというような場合がございます。

続きまして次めくっていただいて6 ページになるんですけども市が定める都市計画の決定手続きこれまさに真ん中にあるのが旭都市計画審議会ということでこちらの会議になるんですけども、こちらに会議の役割が載ってます。

ちょっと左側から説明しますけども都市計画の案の作成こちらがありまして都市計画を決定したいこういう計画をまず作る。それに下に書いてあるんですけども住民意見の反映公聴会等による住民意見の反映させたものが計画案として作成されて、それをあの広告縦覧をおこないまして、住民の方はその案に対してですね、いろいろ意見を提出することができます。その意見を踏まえた上で都市計画審議会の中で、いろいろ御審議いただきまして、そこで決定されると、間にちょっと都道府県との協議というのがございますけどもこの中で都市計画の決定がされるということになっております。

簡単では御座いますけども、都市計画審議会の説明は以上で御座います。ちょっと駆け足になってしまったんですけども、ちょっとまた解らないところにあつては事務局の方にですね、この場でなくても後からでもご連絡いただければ対応させていただきます。

そして、その後8 ページからですね、都市計画についてということで絵の付いた物を付けさせていただいておりますけども、都市計画の基礎知識をちょっとまとめた資料となっております。こちらはですね、この後お時間がある時にですね、御覧いただければ幸いです。

どうも有難うございました。

○伊知地会長

それでは、事務局の方説明が終わりました、質問やご意見等ある方は発言をお願いいたします。

それでは無いようですので、次に入らせていただきます。

それでは無いようですので、議題2「都市計画審議会について」は以上といたします。つづきまして、議題3 その他ですが事務局の方で何かございますか。

(事務局無し)

それでは皆さんから

(小嶋委員挙手)

小嶋委員さん

○小嶋委員

せっかくの機会ですから、ちょっと時間をいただきまして対応の確認をしたいと思います。

先ほど市長さんのほうの挨拶に市全域について、区域の見直しというのは現在の基本形計画の中で27年度までの基本計画ですよね、ありますけども震災等で延びているということで承知しております。そこで当然28年度からまた新たな基本計画を策定することになると思います。その中にはどのような位置付け事業をやって行くのかその辺の確認と、確かまえ何かの機会に聞いたことがあるんですが、道路計画の見直しをすると言うようなお話も御座いましたがその辺どうなっているのでしょうか。

それともう一点都市公園ね小さな公園ありますよね、雑公園と言うんですかそれを一人当たりの公園面積が、この前強靱化の時聞いたんですけど9.5㎡となっていると、国の方針は10ですからそれにほぼ近いから小さいやつこの一覧にあるとおり0.何㎡というものを見直すんだと言う話がちょっと話がありましたが、その辺がどう出来ているかということ。

それから先般耐震化率というのが国土強靱化の中で話がでたんですが、住宅の耐震化率が75%くらいと言うことであります。まあ当然都市計画区域は確認申請がでたりしますから十分わかると思いますが、他の地域はまあローンを組めば確認当然確認申請があるから、あとそう税務課の名要請台帳等で確認できると思いますけども、住宅の実態調査を実施すると言う話前に聞いたんですが、それは台帳として整理されているのでしょうか、それと今日せっかく海匠土木の所長さんも来ておられますが、地域排水ですね、昨今テレビで気温が地球温暖化で気温が2度上がると、上がっているということで、一時間あたりの量がものすごく増えてきているということを言われております。で、新川の支流量も満杯だそうでございますけども、これらですね、八ッ場ダムの場合も50年確立で前やっていたのが、ダムやるんだということで100年確立いわれるこういう状況を見て見直してますね、国土交通省で、その場合まあ旭市の、この何ていいましょ

うか椿の海が干拓されて一番の河川 2 級河川新川だけなんです、この辺まあ、当時の計画では改修が終わったということですが。今後いわゆる土地改良等も進んで、流速が早くなって来たりそういう大雨に対するそういうことで今後どんな方針があるのか、あれば聞かせていただきたいと思います。東京のなんかの例を出しますと、地価に何十万 m³ の貯水ダムみたいなのを作ったりということでやっておりますけども、もともとご案内のように旭市では、平坦で沖積土が堆積されて、そこに溜まって低いところはどうしても開発されて水が溜まっておりますので、その辺が解れば教えていただきたいと思います。

それと最後にもう一点、宅地開発なんです、市の宅地開発指導要綱 1000 m²これ旧 3 町に適用させているんでしょうかね、その辺ちょっと確認したい以上で御座います。よろしくお願いします。

○伊知地会長

はい、それでは事務局どうぞ

○都市整備課長

質問が多岐にわたっているのですが、漏れがあったら指摘していただきたいと思います。まず都市計画の見直しについてですけども、今現在進めているところですけども、議会の方でもいろいろ質問があって回答しているとおり、平成 28 年度を一応めどに考えております。28 年 29 年ですか、新しい総合計画が開始されると思いますけれども、もし 28 年度に間に合わなければ当然それに引き続いて、また新しい総合計画の中では位置づけて行きたいというふうに考えております。

それからあと道路計画、都市計画概要の見直しについてということですけども、これに付きましてもいま都市計画の見直し、区域の拡大を考えておりますけども、その中での当然用途地域の設定でありますとか、その中で新しく拡大した所についても都市計画道路の設定等も御座いますし、あと一番の大きな問題は銚子連絡道路がどうなるかと、その辺はやっぱり、銚子連絡道路がやっぱり一番の幹線になると思いますので、これと関連付けた都市計画道路の見直しというふうに考えておりますので、この辺都市計画道路だけの変更じゃなくて、銚子連絡道路そしてあと地域の拡大も含めてちょっと考えて行きたいと考えております。

都市公園の見直しについてですけども、これも当然小さい公園でありますとか、これからちょっと整備しなくてもいいんじゃないかという声も中には御座いますので、そういったものについてもやはり同じように、地域の区域の拡大にあわせて進めて行きたいというふうに考えていきます。

それから、耐震化率のお話ですね現在 76% くらいで、まあ旧旭・旭地区に関しましては当然確認申請が御座いますのでそれでチェック出来ております。であとそのほかの 3 町についてですね、それについても、失礼しました、今、都市計画を見直す中で建物調査を並行しておこなって降ります。その中で耐震化率がおおむね 75% くらいということですので、これから、あの国土強靱化計画の中でも耐震化率の向上ということでちょっと目標は高いんですけど 95% というような設定をしておりますけども、それに向

けて進めて行きたいと思っております。それから今現在あの耐震診断の補助、耐震改修に対する補助事業を行っておりますので、そういうものをPRしていきながら耐震化率を向上させていきたいというふうに考えています。

それから宅地開発の関係でございます、市の宅地開発指導要綱にしましては、市内都市計画区域に限らず市内全域について、1000㎡以上は該当適用させていただきます。地域排水にしましては、ちょっと新川の関係は、こちらでは解りかねますので県の方でお願いします。

○小嶋委員

改定率はないですね

○久保木耕造（松田善典代理）

今のところは津波の方の嵩上げの話だけで、今のところはありませんので。私ちょっと今日、所長みられなくて代理で来てますんで、ちょっと細かいことは解りませんけども、一応今のところ津波対策で手一杯というのが現状です。改定そのものは在りませんのでお願いします。

○小嶋委員

どうもありがとうございます。

排水、地域の全体の排水計画というのは、これは建設課ですか。

○都市整備課長

そうですね、建設課の方になります。

今、あの今現在あの飯岡地区から海上地区に結ぶ地域排水、大きい地域排水をやっているところですけども、それ以外についてもこれから建設課の方で具体的な計画を立てて行くのではないかとというふうに考えていますけども。

○小嶋委員

どうもありがとうございます。

○伊知地会長

その他に何か御座いでしょうか。

（高橋委員挙手）

高橋委員

○高橋委員

地震がありましたよね、それに対する市としてですね、全体のね地盤のデーターみたいなものは、よめてないんでしょうか。たとえば北海道だったら雪降りますよね、建物を作るとき一般住宅確認申請出すんだったら東京と違いますよね、市によって東京都と

違いますし、そういうデータ取っておけば今後ね、確認申請を受付るときも何らかのアドバイスしてやれば、耐震化さっき言ってましたけど、それにかわるものが生まれてきて、強い住宅になるから、建物は建築屋のおりたとすれば、まあこれは当たり前のことなんですけどね、ご存知のようにまた景気良くなってきたつって、手抜き住宅みたいなのが出来てくるとつまらない話しになっちゃいますかね。サラリーマンの人は家を買うのは一生に一度ですから、この辺のデータを加えて確認申請に応用された方がいいんじゃないかと思うんですけどね。

○都市整備課長

震災も含めて地震対策ということで。

○高橋委員

地盤、液状化したところとしないところは地盤全然ちがいますよね。

○都市整備課長

それについては、昨年24年度、5年度ということで液状化したところに関して地盤調査してございます。国の補助をいただきまして、市街地液状化対策事業ということで市内液状化した箇所についてボーリング調査、簡単なサウンディングという液状化するかしないかの調査をしておりますので、そのデータをある程度蓄積しておりますので、それをHPにもアップしております。であとま、ご相談があればそういうご相談にも乗れると思いますので。

○高橋委員

それは全体的には見たことがあるんです。もっとマクロ的なものが実施にね、確認申請に採用されたものがあるかなと、そういう質問だったんですよ。

○都市整備課長

それはちょっとまだ御座いませんで、これから検討して行きたいと思います。

○伊知地会長

はい、ありがとうございました。

続きまして、他にご質問等在りましょうか。

それでは無いようですので、本日の議事はすべて終了いたしました。皆さん慎重審議大変有難う御座いました。それではこれをもちまして、旭市都市計画審議会を閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

(閉会 午後3時10分)